

高収益作物次期作支援追加措置の概要

重要なお知らせのため、すでに本交付金を取り下げられた方にも連絡させていただきます。

追加措置の概要について

本交付金を見込んで機械・施設や資材の投資を行った方に対し、取得費や資材等の掛かり増し経費を一定の上限で支援します。（過日受付を行った減収額がない方も対象となります。）

○支援の対象期間：令和2年4月30日～令和2年10月30日までに購入または発注したもの

○申請方法：同封の追加措置の取組一覧表と誓約書に必須事項を記入・確認し、内容、金額、数量等が確認できる納品書や領収書、購入明細書、発注書、契約書等のコピー、納品された農機の写真、農薬・肥料等、初めて取組んだことがわかる作業日誌（前年・今年）などを提出してください。（内容によって変わります）
（対象期間内に発注済みであることが要件のため、見積書は証拠書類になりません。）

支援額のイメージについて

先日の運用見直しにより、交付金が減額された方に対し、減額分を上限として、追加措置による支援をします。なお、ここでいう減額分とは、運用見直しに伴う交付金の減額であり、運用見直しで計算した減収額ではありませんので、ご注意ください。（下図の場合は70万円が上限となります。）

見直し前

100万円

※

見直し後

30万円

減額分70万円

※見直し前の交付金は、当初申請の次期作の作付け面積×10aあたり5.5万円（施設花きは80万円）

追加措置の対象となる先行投資の例

交付申請時に選んだ2つの取組類型と異なる取組でも対象となります。

（例）④【農薬】と⑧【農作業安全講習の受講】を選択した場合でも、『土壌分析後の土壌改良剤』の掛かりまし経費などは申請可能

○機械・施設の取得費

・トラック類を除く、新たな機械の取得費（新品・中古品の取得やリース・レンタルに要する経費）

※中古品については、耐用年数が2年以上残存しているものに限ります。

・設備や施設の整備費（新設または既存の設備や施設の増設・改修）

※倉庫は基本的に対象外となります。

○資材等の取組みの掛かり増し経費

・新たな資材等の経費または、新たに行う土壌分析による土壌改良の経費

（例）従来使用しない肥料や土壌改良資材の購入、優良な種苗の購入・更新（4月30日以降購入・植栽分）など品質向上のため新たに堆肥を施用（新たに使用したことがわかる作業日誌等の証明が必要）

前作まで使用していた肥料Aに代えて、肥効の高い肥料Bを導入（窒素・リン酸・カリ含有量の証明必要）

・通常使用している資材の使用料の増加分の経費 ※

※今年と前年の使用量の増加分が分かる証拠書類が必要となりますので、前年分の領収書等と今年分の領収書のコピーを提出してください。

（例）品質向上のための肥料の施用量の増加分

規模拡大→2haから3haに拡大した場合1haの増加分

面積当りの使用量増加→2割増加した場合は2割の増加分

追加措置の対象にならない先行投資の例

○今回の追加措置は、次期作として栽培する高収益作物（野菜・花き・果樹・茶）に対する投資が対象であるため、米などの高収益作物以外の作物への投資は追加措置の対象になりません。

また、資材の購入費への支援は、通常の営農行為に上乗せとなる掛かり増し経費を対象としているため、通常の営農行為に必要な資材の購入費は対象になりません。（通常の営農行為に必要な資材とは、普段使用している資材の種類や普段の使用量のことです。）

| 対象とならない経費の例 | 例外として対象になるもの |
|-------------------|----------------------|
| 自力施行した場合の経費 | 自力施行に必要な機械のレンタル料 |
| 電気代、燃料代、人件費、農地の賃料 | |
| 研修会や講習会の参加経費 | |
| 作業場や倉庫の整備費 | |
| ビニールハウスの張り替え | 保温性の向上等、生産性の向上に資する場合 |
| 同じ性能の農業用機械への買い替え | |
| 定期点検等の農業用機械の修理費 | |
| トラック類の購入費 | |
| 複数年契約のリースやレンタル料 | 次期作（今年作）1年分は対象 |
| 経営継続補助金の申請をした経費 | |

よくある質問

Q.軽トラック・2tトラックなど対象となるのか？

A.トラック類は対象となりません。

Q.次期作の品目に関係がない機械・資材等は対象になるのか？

A.原則、次期作（今期作）に関係しないものは対象となりません。

Q.経営継続補助金で導入する機械・施設は対象となるのか？

A.国（その他の事業においても県・市）の他の補助事業で導入する機械・施設等は対象となりません。

※主な補助事業：経営継続事業（国）・果樹経営支援対策事業（国）・防護柵設置支援事業（県・市）・コロナ対策の事業継続推進事業（県）・マルチ購入補助（市）など・・・

Q.防護柵を新設したが対象となるのか？

A.新たに設置した防護柵の資材費は対象になります。ただし、防護柵設置支援事業（県・市補助）に現在申請している方については、対象外となりますので、申し訳ございませんがご了承ください。

必ずお読みください

※この事業は国の補助事業です。持続化給付金や一人一律10万円といった給付金事業とは異なり、2つ以上の取組を行ない、今後、実績報告（令和3年2月頃を予定）や実施状況報告（令和4年3月頃を予定）をしていただく必要があります。それに関して、農林水産省からは、追加措置関係に今後必要となる詳細な提出物は、まだ明確に示されていません。

今回の申請受付に関しても、未確定な部分が多く、一旦受付ても、国へ確認した結果、変更される場合がありますのでご了承ください。

また、当然ですが、提出書類や誓約いただいた内容に、後日、虚偽の申請が発覚した場合は、交付金の上乗せ返還だけでなく、罪に問われることがありますので、十分にご理解いただいたうえ、提出いただきますよう、よろしくお願いいたします。

(問) 有田市農業再生協議会事務局
(有田市役所有田みかん課内)
TEL 0737-83-1111